

令和2年度答申第47号  
令和2年11月10日

諮問番号 令和2年度諮問第47号（令和2年10月6日諮問）  
審査庁 特許庁長官  
事件名 実用新案登録出願却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、実用新案法（昭和34年法律第123号）5条1項の規定に基づく実用新案登録出願（実願a。以下「本件出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が指定された期限までに手続の補正をしなかったとして、同法2条の3の規定に基づき、上記の出願を却下する処分（以下「本件出願却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 実用新案法5条1項は、実用新案登録を受けようとする者は、実用新案登録出願人の氏名等を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、願書には、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書を添付しなければならないと規定している。そして、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）1条の2第1項は、願書は様式

第1により作成しなければならないと規定し、様式第1は、同様式中の「【氏名又は名称】」欄には、実用新案登録出願人が自然人の場合には、氏名を記載し、その横に印を押さなければならないと規定している（備考11）。

- (2) 実用新案法2条の2第4項2号は、特許庁長官は、手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているときは、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる旨規定し、同法6条の2は、特許庁長官は、実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき（同条1号）及び実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき（同条4号）は、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる」と規定している。
- (3) 実用新案法2条の3は、特許庁長官は、同法2条の2第4項2号、6条の2第1号及び同条4号の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる」と規定している。
- (4) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）3条1項は、手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる旨規定し、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）10条は、特定手続として、同条2号に実用新案登録出願を掲げている。
- (5) 特例法7条1項は、特定手続のうち経済産業省令で定める指定特定手続を書面により行った者は、特許庁長官に対し、その手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から30日以内に（特例法施行規則31条）、経済産業省令で定める事項を記載した書面を提出することにより求めなければならないと規定し（特例法施行規則34条）、特例法施行規則30条は、指定特定手続として、実用新案登録出願を掲げている。

そして、特例法40条1項1号は、特例法7条1項の規定により磁気ディ

スクへの記録を求める者は、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）5条1項の表1に定める手数料（以下「電子化手数料」という。）を納付しなければならないと規定している。

- (6) 特例法7条2項は、特許庁長官は、指定特定手続を書面の提出により行った者が、同条1項の規定による方式に違反しているとき又はその手続に係る電子化手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる旨規定し、同条3項は、手続の補正をすべきことを命じた者が、指定された期間内にその補正をしないときは、当該手続を却下することができる」と規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和元年8月18日、実用新案登録に係る願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書を提出し、本件出願をした。

（実用新案登録出願）

- (2) 処分庁は、本件出願の願書に出願人の印が押されていないこと（実用新案法2条の2第4項2号、実用新案法施行規則1条の2、様式第1備考11）、本件出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないこと（同法6条の2第1号）、願書に添付した実用新案登録請求の範囲の記載が著しく不明確であること（同法6条の2第4号）及び上記1（5）の手続がなされていないことの不備が認められたことから、令和元年10月10日付けで手続補正指令書（以下「本件手続補正指令書」という。）を發出し（同月29日発送）、審査請求人に対し、実用新案法2条の2第4項2号、同法6条の2第1号及び同条4号並びに特例法7条2項の規定に基づき、手続の補正を命じた。

なお、本件手続補正指令書では、その補正応答期間を当該手続補正指令書の発送の日から60日以内と指定し、当該期限までに補正をしないときは、本件出願を却下することになる旨指摘していた。

（手続補正指令書）

- (3) 審査請求人は、令和2年3月2日、本件出願に係る電子化手数料を納付し、書面により提出された実用新案登録出願に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことの求めを行った（上記1（5）の手続）。

（令和2年10月30日付けの審査庁の事務連絡）

(4) 処分庁は、令和2年4月17日付けで、審査請求人に対し、指定した期間内に手続の補正(上記(3)を除く。)がなかったとして、実用新案法2条の3の規定に基づき、本件出願却下処分をした。

(出願却下処分)

(5) 審査請求人は、令和2年5月7日、審査庁に対し、本件出願却下処分を不服として審査請求をした後、同月11日、再度審査請求書を提出し、後述のとおり、審査請求の理由を一部変更した。

(各審査請求書)

(6) 審査庁は、令和2年10月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和2年5月7日提出の審査請求書において、本件出願却下処分に係る処分理由が示されていないとして、また、本件手続補正指令書を受け取っておらず、本件出願却下処分は実用新案法2条の3に違反した違法のものであり、審査請求人の権利を侵害されていると主張し、本件出願却下処分の取消しを求めると主張した。同月11日にも審査請求書を提出し、審査請求人は、本件手続補正指令書は受け取っているが、補正が不十分だけでいきなり「出願却下」される処分は不服である、とその主張を一部変更し、本件出願却下処分に係る処分理由が示されていないとの主張はしていない。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書と同じ理由により、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

処分庁は、本件出願は、願書が実用新案法施行規則1条の2、様式第1備考11で定める方式に違反していること、法6条の2第1号及び同条4号に該当すること、特例法7条1項による方式に違反しており、同法40条1項1号の規定により納付すべき手数料を納付していないことが認められたことから、指定した期限までに手続の補正がなされないときは、本件出願を却下すると明記した本件手続補正指令書を発出し、令和元年10月30日、審査請求人に配達されたことが認められる。しかし、審査請求人は指定された期間内に補正をしなかったのであるから、本件出願を却下した本件出願却下処分は適法である。その他、一件記録を精査しても、本件出願却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年10月6日、審査庁から諮問を受け、同月22日、同年11月5日の計2回、調査審議をした。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件出願却下処分の適法性及び妥当性について

「関係する法令の定め」（上記第1の1（3）及び（6））に記載のとおり、実用新案法2条の3及び特例法7条3項は、特許庁長官は、手続の補正をすべきことを命じた者が指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる」と規定している。

審査請求人は、本件手続補正指令書の受領及び本件出願却下処分における処分理由の明示に関しては相反する主張をしているが、本件手続補正指令書は令和元年10月29日に発送され、同月30日に審査請求人に配達されたことが確認でき、本件出願却下処分には指定した期間内に手続の補正がなかったため却下するとの理由の記載がなされていたことが認められる。（手続補正指令書、起案書目録照会詳細、書留郵便物受領書、郵便物等配達証明書）

処分庁は、実用新案法2条の2第4項2号、同法6条の2第1号及び同条4号並びに特例法7条2項の規定に基づき、本件手続補正指令書により、上記第1の2（2）のとおり、手続の不備が認められたことから、本件手続補正指令書の発送の日から60日の期限を指定し、手続の補正を命じたが、審査請求人が本件手続補正指令書で指定された期限までに上記第1の2（3）以外の手続の補正をしなかったことが認められる。これらを踏まえ、処分庁は、実用新案法2条の3に基づき本件出願却下処分をしたのであるから、本件出願却下処分は適法なものであって、審査請求人の主張は失当である。

#### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 戸 塚 誠  
委 員 佐 脇 敦 子

委 員 中 原 茂 樹